

議案第15号

博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、博多港の臨港地区内の分区を新たに指定することに伴い、当該分区における構築物の規制について必要な事項を定める必要があるによる。

博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和37年福岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び「マリナー港区」を「、「マリナー港区」及び「修景厚生港区」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(6) 修景厚生港区の区域内においては、別表第6に掲げる構築物

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6

- (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第8号の2から第9号まで及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) 市長が指定する区域内においては、図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設その他市長が指定するこれらに類する施設であって修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの
- (3) 市長が指定する区域内においては、スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設その他市長が指定する福利厚生施設であって修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの
- (4) 海上保安部、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所及びその付帯施設

- (5) 市長が指定する区域内においては、休泊所、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設（風俗営業等施設を除く。）であって修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。